



隆安法律事務所

知財&ビジネス

ニュースレター

2020年10月特別号

中国第4回専利法改正のポイント

2020年10月17日に第13期全人代常務委員会第22回会議にて「中華人民共和国専利法」の改正に関する決定が採択され、2021年6月1日から施行されることになった。今回の法改正の主なポイントは次のとおりである。

1. 部分意匠制度の新設；
2. 職務発明についての処置権の明確化；
3. 職務発明の発明者に対する奨励方式の増設；
4. 専利出願及び権利行使における信義誠実原則の明文化、独占行為を構成する場合に備える「独占禁止法」に基づく規制の明文化；
5. 新規性喪失の例外の適用事由の増設；
6. 「原子核の変換方法」を専利法の保護範囲から除外；
7. 意匠の国内優先権の導入；
8. 特許・実用新案・意匠出願における優先権書類の提出期限の明文化；
9. 意匠の保護期間を10年から15年に延長；
10. 特許権存続期間の補償の増設；
11. 医薬品に係る専利権存続期間の補償の増設；
12. 公開許諾制度の新設；
13. 被疑侵害者も専利権評価報告の提出することが可能に；
14. 専利の行政処罰の罰金の引き上げ；
15. 懲罰的賠償制度の導入、法定賠償額の引き上げ、権利者の立証責任の軽減；
16. 仮処分的前提条件に「権利を実現する行為への妨害」を増設；
17. 専利侵害の訴訟時効を2年から3年に延長；
18. パテントリンケージ制度が創設され、医薬品上市承認審査の期間中に、専利侵害の紛争を生じた場合、承認審査機関が人民法院の発効判決又は専利行政部門の決定に基づいて医薬品の上市可否を決定することができる；
19. 「専利復審委員会」を「国務院専利行政部門」へ変更、「専利業務管理部門」を「専利法執行担当部門」へ変更などの主管機関の名称変更。

等

中国専利法第 4 回改正前後対照表

改正前の「専利法」 (2008年 第8号主席令)	改正後の「専利法」 (2020年 第55号主席令)
第1章 総則	第1章 総則
<p>第2条</p> <p>本法でいう発明創造とは特許、実用新案、意匠を指す。</p> <p>特許とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術案を指す。</p> <p>実用新案とは、物品の形状、構造又はその組合せに対する、実用に適した新たな技術案を指す。</p> <p>意匠とは、物品の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様の結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。</p>	<p>第2条</p> <p>本法でいう発明創造とは特許、実用新案、意匠を指す。</p> <p>特許とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術案を指す。</p> <p>実用新案とは、物品の形状、構造又はその組合せに対する、実用に適した新たな技術案を指す。</p> <p>意匠とは、物品の<u>全体又は部分</u>の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様の結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。</p>
<p>コメント：</p> <p>部分意匠制度を導入することにより、製品の市場競争力を向上させ、中国企業の海外への「打って出る」が有利となり、イノベーションを奨励し、及び部分意匠の効果的な保護が強化される。</p>	
<p>第6条</p> <p>所属事業体の職務を遂行して、又は主に所属事業体の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明とする。職務発明の専利出願の権利は当該事業体に帰属し、出願が認可された場合は当該事業体を専利権者とする。</p> <p>非職務発明については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可さ</p>	<p>第6条</p> <p>所属事業体の職務を遂行して、又は主に所属事業体の物質、技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明とする。職務発明の専利出願の権利は当該事業体に帰属し、出願が認可された場合は当該事業体を専利権者とする。<u>当該事業体は、法に基づき、その職務発明に係る専利出願権及び専利権を処分することができ、関連する発明創造</u></p>

<p>れた場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。</p> <p>所属事業体の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、事業体と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>	<p><u>の実施と運用を促進させる。</u>非職務発明については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。所属事業体の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、事業体と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>
<p>コメント：</p> <p>職務発明についての所属機関側の処置権の明確化</p>	
<p>第 14 条 ⇒ 第 49 条に移動</p> <p>国有企業事業単位の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>	<p>第 <u>49</u> 条</p> <p>国有企業事業単位の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>
<p>第 16 条</p> <p>専利権を付与された事業体は、職務発明の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造に係る専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。</p>	<p>第 <u>1516</u>-条</p> <p>専利権を付与された事業体は、職務発明の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造に係る専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。</p> <p><u>国は、専利権を付与された事業体が、株式、ストックオプション、配当等の方法で財産権による褒賞を実施し、発明者又は考案者</u></p>

	<p><u>にイノベーションによる利益が合理的に分配されるように奨励する。</u></p>
<p>コメント： 事業体から職務発明の発明者に対する奨励方式（株式、ストックオプション、配当等）が増設された。</p>	
	<p><u>第 20 条</u> <u>専利出願と専利権の行使は、信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的な権益を損なってはならない。</u> <u>専利権を濫用して、競争を排除し又は制限し、独占行為を構成する場合は、「中華人民共和国独占禁止法」に基づいて処理する。</u></p>
<p>コメント： 専利出願及び権利行使において、信義誠実原則の遵守が明文化されると同時に、専利権の濫用も規制され、独占行為を構成する場合は「独占禁止法」に基づくことが明文化された。</p>	
<p>第 21 条 国务院專利行政部門及びその專利復審委員會は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。 国务院專利行政部門は、專利情報を十分、正確かつタイムリーに公開し、專利公報を定期的に発行しなければならない。 專利出願が公開又は公告されるまで、国务院專利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第 21 条 国务院專利行政部門<u>及びその專利復審委員會</u>は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。 国务院專利行政部門は、<u>專利情報の公共サービス体系の構築を強化し、</u>專利情報を十分、正確かつタイムリーに公開し、<u>專利基礎データを提供し、</u>專利公報を定期的に発行し、<u>情報の伝達と活用を促進しなければならない。</u> 專利出願が公開又は公告されるまで、国务院專利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>

コメント：

専利復審委員会が廃置され、國務院専利行政部門に統一される。

第 24 条

専利を出願する発明創造について、出願日前 6 ヶ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

- (1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。
- (2) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合。
- (3) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

第 24 条

専利を出願する発明創造について、出願日前 6 ヶ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

- (1) 国が緊急事態又は非常事態になった時に、公共利益のために初めて公開された場合。
- (2) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。
- (3) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合。
- (4) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

コメント：

新規性喪失の例外の適用事由が増設されたのは、公共の利益のための発明の早期公開による出願人への救済のためである。

第 25 条

以下に掲げる各号には専利権を付与しない。

- (1) 科学上の発見
- (2) 知的活動の規則及び方法
- (3) 疾病の診断及び治療方法
- (4) 動物と植物の品種
- (5) 原子核変換の方法で得られた物質
- (6) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に標識を機能とするデザイン

第 25 条

以下に掲げる各号には専利権を付与しない。

- (1) 科学上の発見
- (2) 知的活動の規則及び方法
- (3) 疾病の診断及び治療方法
- (4) 動物と植物の品種
- (5) 原子核の変換方法及び原子核変換方法で得られた物質
- (6) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に標識を

<p>前項第（４）号で掲げた製品の製造方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>	<p>機能とするデザイン 前項第（４）号で掲げた製品の製造方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>
<p>コメント： 「原子核の変換方法」を専利法の保護範囲から除外される。</p>	
<p>第 29 条 出願人が特許又は実用新案を外国で初めて出願した日から 12 ヶ月以内に、又は意匠登録を外国で初めて出願した日から 6 ヶ月以内に、中国で再び同一の主題について専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した協定又は共に加入している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。出願人が特許又は実用新案を中国で初めて出願した日から 12 ヶ月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題について専利を出願する場合、優先権を受けることができる。</p>	<p>第 29 条 出願人が特許又は実用新案を外国で初めて出願した日から 12 ヶ月以内に、又は意匠登録を外国で初めて出願した日から 6 ヶ月以内に、中国で再び同一の主題について専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した協定又は共に加入している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。出願人が特許又は実用新案を中国で初めて出願した日から 12 ヶ月以内に、<u>又は意匠を中国で初めて出願した日から 6 ヶ月以内に、</u>国務院専利行政部門に同一の主題について専利を出願する場合、優先権を受けることができる。</p>
<p>コメント： 意匠登録出願に国内優先権制度が導入された。</p>	
<p>第 30 条 出願人が優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を出し、かつ 3 ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。書面による声明を出さない、又は期限を過ぎても専利出願書類の謄本を提出しない場合は、優先権を主張して</p>	<p>第 30 条 <u>出願人が特許、実用新案の優先権を主張する場合、出願時に書面による声明を提出しなければならない、かつ最初に出願した日から 16 ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。</u> 出願人が<u>意匠の</u>優先権を主張する場合、出</p>

<p>いないものと見なす。</p>	<p>願時に書面で声明を出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。</p> <p><u>出願人が</u>書面による声明を提出しておらず、又は期限を過ぎても専利出願書類の謄本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なす。</p>
-------------------	---

コメント：

意匠登録出願に国内優先権制度が導入された。

<p>第41条</p> <p>国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願者は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3ヶ月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。専利復審委員会は、不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。専利出願人は専利復審委員会による不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第41条</p> <p>国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3ヶ月以内に、<u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>に不服審判を請求することができる。<u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>は、不服審判後に決定を下し、かつ専利出願者に通知する。</p> <p>専利出願人は<u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>による不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>
---	--

コメント：

専利復審委員会が廃置され、国務院専利行政部門に統一される。

<p>第42条</p> <p>特許権の存続期限は20年とし、実用新案権と意匠権の存続期限は10年とする。ともに出願日から起算する。</p>	<p>第42条</p> <p>特許権の存続期間は20年とし、実用新案権と<u>意匠権</u>の存続期間は10年とし、<u>意匠権の存続期間は15年</u>とする。ともに出願日から起算する。</p> <p><u>特許の出願日から満4年が経過した後、か</u></p>
---	--

	<p><u>つ実体審査請求日から満3年後に特許権が付与された場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求に応じて、特許の権利化の過程での不合理な遅延について、専利権の存続期間の補償を与えるものとする。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りでない。</u></p> <p><u>新薬の上市の評価及び承認の審査のために時間を要した場合、中国における上市の承認を得た新薬に関連する特許に対して、国務院専利行政部門は、専利権者の請求により、存続期間の補償を与えるものとする。補償期間は、5年を超えないものとし、新薬の上市承認後の合計の専利権存続期間が14年を超えないものとする。</u></p>
<p>コメント：</p> <p>意匠権の存続期間が10年から15年へ延長された。</p> <p>特許権存続期間の補償制度が増設された。</p> <p>医薬品に係る専利権存続期間の補償制度が増設された。</p>	
<p>第45条</p> <p>国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる事業体又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は専利復審委員会に当該専利権の無効審判を請求することができる。</p>	<p>第45条</p> <p>国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる事業体又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は<u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>に当該専利権の無効審判を請求することができる。</p>
<p>コメント：</p> <p>専利復審委員会が廃置され、国務院専利行政部門に統一される。</p>	
<p>第46条</p> <p>専利復審委員会は専利権無効審判請求に対</p>	<p>第46条</p> <p><u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>は専利</p>

<p>し、適時審査及び決定を行い、かつ請求人及び専利権者に通知する。専利権の無効審判が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。専利復審委員会による専利権無効審判又は専利権維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>権無効審判の請求に対し、遅滞なく審査して決定を行い、かつ請求人及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効審判が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p> <p><u>国務院専利行政部門</u><u>専利復審委員会</u>による専利権の無効宣告又は専利権の維持決定について不服がある場合、通知受領日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に対し、第三者として訴訟への参加を通知しなければならない。</p>
---	---

コメント：

専利復審委員会が廃置され、国務院専利行政部門に統一される。

第6章 専利実施の強制許諾	第6章 専利実施の 特別 許諾
	<p><u>第48条</u> <u>国務院専利行政部門、地方人民政府の専利業務管理部門は、同級の関連部門と連携して措置を講じ、専利公共サービスを強化し、専利の実施と運用を促進しなければならない。</u></p>
<p>第14条 国有企業事業単位の発明特許が国の利益又は公共の利益にとって重大な意義を有する場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>	<p>第<u>4914</u>条 国有企業事業単位の特許が国の利益又は公共の利益にとって重大な意義を有する場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>

	<p><u>第 50 条</u></p> <p><u>専利権者が自ら書面にて国務院専利行政部門に、如何なる事業体又は個人に対してその専利の実施を許諾する意思があることを声明し、許諾使用料の支払方法、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門は、それを公告し、公開許諾とする。実用新案、意匠について公開許諾声明をする場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。</u></p> <p><u>専利権者が公開許諾声明を取り下げる場合、その旨を記載した書面を提出しなければならず、国務院専利行政部門が公告する。公開許諾声明が公告によって取り下げられても、それ以前に与えられた公開許諾の効力には影響を及ぼさない。</u></p>
<p>コメント：</p> <p>専利公開許諾制度が新設された。改正第50条に専利権者の公開許諾の設定及び取下げの要件が定められた。</p>	
	<p><u>第51条</u></p> <p><u>如何なる事業体又は個人も公開許諾専利を実施する意思がある場合、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方法、基準に従って許諾使用料を支払うと、専利実施許諾を受けたものとする。</u></p> <p><u>公開許諾期間中において、専利権者の納付する専利年金について、対応する減免を与える。</u></p> <p><u>公開許諾専利を実施する専利権者は、被許諾者と実施許諾料について協議した後に通常の実施許諾をすることができる。ただし、</u></p>

	<u>当該専利について独占又は排他的実施許諾をしてはならない。</u>
<p>コメント： 公開許諾を受けるための方法について定められた。</p>	
	<p><u>第52条</u> <u>当事者間において公開許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者間の協議による解決を図り、協議を希望しない場合、又は協議が成立しない場合は、国务院專利行政部門に調停を申し立てることができる他、人民法院に訴訟を提起することができる。</u></p>
<p>コメント： 公開許諾の紛争処理について定められた。</p>	
<p>第 52 条 強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本法第 48 条第 (2) 項が規定する状況に限る。</p>	<p>第 52 条 強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本法 <u>第 53 条第 (2) 項</u> が規定する状況に限る。</p>
<p>第 53 条 本法第 48 条第 (2) 項と第 50 条の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とする。</p>	<p>第 53 条 本法 <u>第 53 条第 (2) 項と第 55 条</u> の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とする。</p>
<p>第 54 条 本法第 48 条第 (1) 項と第 51 条の規定に基づいて強制許諾を申請する部門または個人は、特許権者に対して合理的な条件によってその特許の実施を請求し、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかったことを証明するため、証拠を提出しなければ</p>	<p>第 54 条 本法第 <u>53 条第 (1) 項と第 56 条</u> の規定に基づいて強制許諾を申請する部門又は個人は、特許権者に対して合理的な条件によってその特許の実施を請求し、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかったことを証明するため、証拠を提出しなければ</p>

<p>ならない。</p>	<p>ならない。</p>
<p>第 61 条</p> <p>専利権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の特許に関連する場合、同様の製品を製造する事業体又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は専利事務管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した専利権技術評価報告を提出するよう要求することができる。</p>	<p>第 61 条</p> <p>専利権侵害を巡る紛争が新製品製造方法の特許に関連する場合、同様の製品を製造する事業体又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>専利権侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。<u>専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は、専利権技術評価報告を自発的に提出することができる。</u></p>
<p>コメント：</p> <p>被疑侵害者も専利権評価報告の提出することが可能になった。</p>	
<p>第 63 条</p> <p>専利冒認出願した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利業務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の 4 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合は 20 万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第 63 条</p> <p>専利冒認出願した場合、法に基づき民事責任を負うほか、<u>専利法執行担当部門</u> 専利業務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の 54 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合、<u>又は違法所得が 5 万元以下の場合</u>は、250 万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>

コメント：

専利保護の行政執行の強化：過料の上限が現行法の「4倍」から「5倍」に引き上げ、過料の額が現行法の「20万円」から「25万円」に引き上げた。

第 64 条

専利業務管理部門は、その取得した証拠に基づいて専利冒認出願被疑行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、専利製品を冒認した製品であることを証明する証拠があった場合は封印するか、又は差押えることができる。

専利業務管理部門が法に基づき前項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、助力しなければならず、拒否したり、妨害したりしてはならない。

第 ~~64~~ 条

専利法執行担当部門 専利業務管理部門は、その取得した証拠に基づいて専利冒認出願被疑行為を取り締まる場合、以下の措置を取る権限を有する。

(1) 全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査すること。

(2) 当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施すること。

(3) 違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製すること。

(4) 違法被疑行為と関連する製品を検査すること。

(5) 専利製品を冒認した製品であることを証明する証拠があった場合、封印するか、又は差押えること。

専利法執行担当部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争処理を行う場合、前項第 (1) 号、第 (2) 号、第 (4) 号に掲げる措置を取ることができる。
専利法執行担当部門が法に基づき前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、助力しなければならず、拒否したり、妨害したりしてはならない。

コメント：

2018年の行政機構の改革による組織変更により、「専利業務管理部門」が「専利の執行を担当する部門」に変更した。

第 70 条

国务院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国に重大な影響

	<p><u>を及ぼす専利権侵害紛争を処理することができる。</u> <u>地方人民政府の専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国に重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争を処理するにあたって、当該行政区域においてその同一の専利権侵害事件を併合して処理することができる。複数の区域に渡る同一の専利権侵害事件については、上級人民政府の専利業務管理部門に処理を請求することができる。</u></p>
--	--

コメント：

人民法院の管轄の明文化と同様に、専利行政部門の管轄について、明確に規定された。

<p>第 65 条 専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。 権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 100 万元以下の賠償を認定することができる。</p>	<p>第 7165 条 専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失、<u>又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益</u>に基づいて確定する。権利者の損失又は侵害者の得た利益の確定が困難である場合は、当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。<u>故意に専利権を侵害し、情状が深刻な場合、上記方法で確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。</u> 権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び専利許諾使用料のいずれも確定が困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、<u>3 万元</u>以上<u>500 万元</u>以下の賠償を与えると確定することができる。</p>
---	--

	<p><u>賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために要した合理的な支出も含まなければならない。</u></p> <p><u>人民法院は、賠償金額を確定するために、権利者がすでに証拠の提出に尽力しており、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者により保有されている状況下において、権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者が提供を拒んだ場合、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は、権利者の主張及び権利者が提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。</u></p>
--	---

コメント：

- 懲罰的な賠償制度（第1項）：懲罰的な賠償が最高5倍に引き上げられた。
- 賠償額（損害額）の算定方法の調整（第1項）：①専利権者の逸失利益による損害額の算定、②侵害者の得られた利益による損害額の算定について、従来の適用の優先順位が廃止され、二つの算定方法の適用が選択できるようになっている。
- 法定賠償額（第2項）：法定賠償額について、その上限額が現行法の「100万元」から「500万元」に引き上げられた。
- 帳簿提出命令（第4項）：権利者の立証責任が軽減されている。

<p>第66条</p> <p>専利権者又は利害関係者は、他人が専利権侵害行為を実施しているか又は実施しようとしていることを証拠により証明し、速やかに制止しなければ、その合法的權益が挽回し難い損害を蒙るおそれがある場合、提訴前に人民法院にに関連行為を差止める措置を講じるよう申請することができる。</p> <p>要請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。</p> <p>人民法院は要請を受けてから48時間以内に</p>	<p>第7266条</p> <p>専利権者又は利害関係者は、他人が権利侵害行為を実施しているか又は実施しようとしていること、<u>権利を実現する行為を妨害すること</u>を証拠により証明し、速やかに制止しなければ、その合法的權益が挽回し難い損害を蒙るおそれがある場合は、提訴前に<u>法に従い</u>人民法院に<u>財産保全を取る</u>こと、<u>一定の行為をすること、又は一定の行為を禁止すること</u>を命ずる措置を講じるよう申請することができる。</p> <p><u>要請者は要請時に担保を提供しなければな</u></p>
---	--

裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は 48 時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を要請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。要請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から 15 日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。要請に誤りがあつた場合、要請者は、関連行為の停止によって被要請者が被った損失を賠償しなければならない。

~~らない。担保を提供しない場合は要請を却下する。~~
~~人民法院は要請を受けてから 48 時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は 48 時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を要請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。~~
~~要請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から 15 日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。~~
~~要請に誤りがあつた場合、要請者は、関連行為の停止によって被要請者が被った損失を賠償しなければならない。~~

コメント：

仮処分的前提条件に「権利を実現する行為への妨害」が増設された。

第 67 条

専利権侵害行為を制止するために、証拠は滅失する恐れがあり又は今後の取得が困難となる状況下で、専利権者又は利害関係者は提訴前に人民法院に証拠の保全を要請できる。

人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。

人民法院は要請を受けてから 48 時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。

要請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から 15 日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。

第 ~~7367~~ 条

専利権侵害行為を制止するために、証拠は滅失する恐れがあり又は今後の取得が困難となる状況下で、専利権者又は利害関係者は提訴前に、法に従い人民法院に証拠保全を申請することができる。

~~人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。~~

~~人民法院は要請を受けてから 48 時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。~~

~~要請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から 15 日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。~~

<p>第68条</p> <p>専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得る日より起算するものとする。特許の出願公開から専利権付与までの間に当該特許を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とする。専利権者は他人がその特許を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。</p>	<p>第 7468条</p> <p>専利権侵害の訴訟時効は 32年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為又は権利侵害者を知った日又は知り得る日より起算するものとする。特許の出願公開から専利権付与までの間に当該特許を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は 32年とする。専利権者は他人がその特許を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。</p>
<p>コメント：</p> <p>専利侵害の訴訟時効が2年から3年に延長された。</p>	
<p>第69条</p> <p>以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。</p> <p>(1) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの事業体及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。</p> <p>(2) 専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用に必要な準備ができ、かつ原範囲内にのみ継続して製造、使用する場合。</p> <p>(3) 中国の領土、領海、領空を一時的に通過する外国の運輸手段が、その所属国と中国との間に締結した協定若しくは共に加入している国際条約に基づき、又は互惠の原則により、運輸手段自身の必要のためにその装置及び設備において関連専利を使用する場合。</p>	<p>第 7569条</p> <p>以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。</p> <p>(1) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの事業体及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。</p> <p>(2) 専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用に必要な準備ができ、かつ原範囲内にのみ継続して製造、使用する場合。</p> <p>(3) 中国の領土、領海、領空を一時的に通過する外国の運輸手段が、その所属国と中国との間に締結した協定若しくは共に加入している国際条約に基づき、又は互惠の原則により、運輸手段自身の必要のためにその装置及び設備において関連専利を使用する場合。</p>

<p>(4) 専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。</p> <p>(5) 行政承認に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。</p>	<p>(4) 専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。</p> <p>(5) 行政承認に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。</p>
	<p>第76条 <u>医薬品の上市の評価及び承認の審査の過程において、医薬品上市承認申請人が、上市登録の申請に係る医薬品に関連する専利権について、専利権者又は利害関係人と紛争を生じた場合、関連の当事者は人民法院に提訴し、上市登録の申請に係る医薬品に関連する技術方案が他人の医薬品専利権の保護範囲に含まれるか否かについて判決を求めることができる。国務院薬品監督管理部門は、所定の期間内に、人民法院による発効裁判に基づいて関連の医薬品の上市の承認許可の一旦停止を決定することができる。</u> <u>医薬品上市承認申請人と関連の専利権者又は利害関係人は、上市登録の申請に係る医薬品の関連専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を求めることができる。</u> <u>国務院薬品監督管理部門は、国務院専利行政部門と連携して、医薬品上市承認審査及び医薬品上市承認申請段階における専利紛争解決のための具体的な協働方法を策定し、国務院の同意を得て実施する。</u></p>
<p>コメント： パテントリンケージ制度の導入：ジェネリック薬品の承認における潜在的な専利紛争の低減を主たる目的となっている。承認制度の改革の深化及び医薬品医療機器のイノベーションの奨励との中国自身の内在的な需要であると同時に、米中経済・貿易協定第 1.11 条における「専利紛争を早期解決するための効果的なメカニズム」との要請を受けたものである。</p>	

<p>第72条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他權益を剥奪した場合、所属事業体又は上級主管機関が行政処分を行う。</p>	<p>第72条削除 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他權益を剥奪した場合、所属事業体又は上級主管機関が行政処分を行う。</p>
<p>コメント： 専利権利の剥奪に関する行政処分が廃棄された。実務においては、このような紛争がほとんど民事商事訴訟によって解決される。</p>	
<p>第73条 専利業務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。 専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が深刻な場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>第73条 専利業務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。 専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が深刻な場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき行政処分を行う。</p>
<p>第74条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>第8074条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。</p>

注：和訳の一部は、JETROによる2020年7月3日発表「中華人民共和国専利法改正案(草案)」改正前後対照表」を引用し、弊所において一部の用語、表現を修正したものである。